

「金融先物取引業務取扱規則の一部改正」についての
パブリックコメント募集の結果について
(外国為替証拠金取引における為替リスク管理態勢の整備等)

平成 26 年 10 月 7 日
一般社団法人 金融先物取引業協会

本協会では、「金融先物取引業務取扱規則」の一部改正につきまして、平成 28 年 8 月 5 日から平成 28 年 9 月 5 日までの間、パブリックコメントの募集を行いました。

その結果、当該期間内において、規則案に寄せられたご意見等は特にありませんでしたので、別紙 1 のとおり、当該規則を改正することと致します。当該改正規則の施行日は、平成 29 年 4 月 3 日となります。(当該改正に係る説明については別紙 2 をご確認ください。)

なお、ご意見等募集時の参考資料に関し、別紙 3 のとおり 2 件のご意見がありましたので、当該資料について修正しております。(修正後の資料は別紙 4 になります。)

以 上
本件に関するお問い合わせ
総務部
03-5280-0881

「金融先物取引業務取扱規則」の一部改正
 (外国為替証拠金取引における為替リスク管理態勢の整備等)
 新旧対照表

| 改 正 案 | 現 行 |
|--|---|
| <p>第 1 条から第 2 5 条 (略)</p> <p>(店頭外国為替証拠金取引における価格配信態勢の整備)</p> <p>第 2 5 条の 2 会員は、店頭外国為替証拠金取引を電気通信回線を通じて行う場合、公益に反し、又は投資者の保護に支障を生ずるおそれがないように、あらかじめ価格の配信に係る基準を定めるものとする。</p> <p><u>2</u> 前項の基準には、価格の配信の停止及び再開の判断に係る基準を含むものとする。</p> <p><u>3</u> 会員は、<u>第 1 項</u>の基準に従い、価格を顧客に配信するために電子情報処理組織の整備等の措置を講じるものとする。</p> <p><u>4</u> 会員は、<u>第 1 項</u>の基準及び前項の措置の運用状況について適時確認を行い、必要に応じて改善、見直しを行うものとする。</p> <p><u>5</u> 会員は、価格の配信を外部に委託する場合、前二項について当該委託先において行われていることを定期的又は随時に確認し、必要に応じて契約を含めた見直しを行う等の態勢を整備するものとする。</p> <p><u>6</u> 会員は、<u>第 4 項</u>又は前項における確認を行った場合、その記録等を作成し、その作成の日から 3 年間保存するものとする。</p> <p>(店頭外国為替証拠金取引における注文執行態勢の整備)</p> | <p>第 1 条から第 2 5 条 (略)</p> <p>(店頭外国為替証拠金取引における価格配信態勢の整備)</p> <p>第 2 5 条の 2 会員は、店頭外国為替証拠金取引を電気通信回線を通じて行う場合、公益に反し、又は投資者の保護に支障を生ずるおそれがないように、あらかじめ価格の配信に係る基準を定めるものとする。</p> <p>(新設)</p> <p><u>2</u> 会員は、<u>前項</u>の基準に従い、価格を顧客に配信するために電子情報処理組織の整備等の措置を講じるものとする。</p> <p><u>3</u> 会員は、<u>第 1 項</u>の基準及び前項の措置の運用状況について適時確認を行い、必要に応じて改善、見直しを行うものとする。</p> <p><u>4</u> 会員は、価格の配信を外部に委託する場合、前二項について当該委託先において行われていることを定期的又は随時に確認し、必要に応じて契約を含めた見直しを行う等の態勢を整備するものとする。</p> <p><u>5</u> 会員は、<u>第 3 項</u>又は前項における確認を行った場合、その記録等を作成し、その作成の日から 3 年間保存するものとする。</p> <p>(店頭外国為替証拠金取引における注文執行態勢の整備)</p> |

第25条の2の2

1から3（略）

4 前条第3項から第6項までの規定は、顧客の注文の執行に準用する。この場合において、前条第3項中「第1項の」とあるのは「次条第1項の」と、「価格を顧客に配信するために」とあるのは「顧客の注文を執行するために」と、前条第4項中「第1項の基準及び前項の措置」とあるのは「次条第1項の基準及び次条第4項において準用する前項の措置」と、前条第5項中「価格の配信」とあるのは「顧客の注文の執行」と、「前二項」とあるのは「次条第4項において準用する前二項」と、前条第6項中「第4項又は前項」とあるのは「次条第4項において準用する第4項又は次条第4項において準用する前項」と読み替えるものとする。

(店頭外国為替証拠金取引における価格配信・注文執行に係る顧客への事前説明)

第25条の2の3 会員は、店頭外国為替証拠金取引を行う場合、価格の配信の停止及び再開に関し、次に掲げる事項(次項において「記載事項」という。)を取引説明書若しくは第8条第2項に規定する書類(以下「取引説明書等」という。)に記載し、又は次項に定めるところにより顧客に提供するものとする。

(1) 第25条の2第1項の基準のうち、価格の配信の停止及び再開の判断に係る事項についての概要

(2) 会員が第25条の2第1項の基準に基づき価格の配信を停止し、その後再開したとき、その再開した時点で配信した価格によっては、顧客にロスカット取引(金商業府令第123条第1項第21号の2に規定するロスカット取引をいう。以下同じ。)が

第25条の2の2

1から3（略）

4 前条第2項から第5項までの規定は、顧客の注文の執行に準用する。この場合において、前条第2項中「前項の」とあるのは「次条第1項の」と、「価格を顧客に配信するために」とあるのは「顧客の注文を執行するために」と、前条第3項中「第1項の基準及び前項の措置」とあるのは「次条第1項の基準及び次条第4項において準用する第2項の措置」と、前条第4項中「価格の配信」とあるのは「顧客の注文の執行」と、「前二項」とあるのは「次条第4項において準用する前二項」と、前条第5項中「第3項又は前項」とあるのは「次条第4項において準用する第3項又は次条第4項において準用する前項」と読み替えるものとする。

(店頭外国為替証拠金取引における注文執行に係る顧客への事前説明)

(第1項を新設)

発生する可能性があること及びそれにより発生する損失の額が顧客が預託する証拠金の額を上回るおそれがある場合にあってはその旨

2 会員は、前項の規定により記載事項を顧客に提供する場合は、次の各号に掲げるところによるものとする。

(1) 当該顧客との店頭外国為替証拠金取引の開始に当たって、あらかじめ、当該顧客に対し、記載事項について記載した書面を交付し、又は記載事項について第 23 条各号に掲げる方法(受信者がファイルへの記録を出力することによる書面を作成することができるものに限る。)により提供すること。

(2) 当該顧客に対して記載事項を提供する際、当該顧客の知識、経験、財産の状況及び店頭外国為替証拠金取引を行う目的に照らして当該顧客に理解されるために必要な方法及び程度による説明をすること。

3 会員は、店頭外国為替証拠金取引を行う場合、注文執行に関する次の各号に掲げる事項について、取引説明書等に記載するものとする。

(1) 前条第 1 項の基準のうち、取引条件に該当するもの、その他の顧客の判断に影響を及ぼすおそれがあるものについて、その説明

(2) 次の①から③に掲げる事項について、それぞれ注文種類別の説明

① スリッページが発生することがある場合は、その旨

② ①のスリッページの発生原因となる仕組みの概要

③ ①のスリッページが発生する場合にお

(第 2 項を新設)

第 25 条の 2 の 3 会員は、店頭外国為替証拠金取引を行う場合、注文の執行に関する次の各号に掲げる事項について、取引説明書又は第 8 条第 2 項に規定する書類に記載するものとする。

(1) 前条第 1 項の基準のうち、取引条件に該当するもの、その他の顧客の判断に影響を及ぼすおそれがあるものについて、その説明

(2) 次の①から③に掲げる事項について、それぞれ注文種類別の説明

① スリッページが発生することがある場合は、その旨

② ①のスリッページの発生原因となる仕組みの概要

③ ①のスリッページが発生する場合にお

| | |
|--|--|
| <p>ける顧客の有利不利の状況</p> <p>(外国為替証拠金取引におけるロスカット取引及びその管理)</p> <p>第25条の3 会員は、外国為替証拠金取引を行う場合、当該取引に係るロスカット取引及びその管理について、本協会が別に定める本条に関する細則に従って行うものとする。</p> <p>(店頭外国為替証拠金取引に係るデータ保存等)</p> <p>第25条の4 (略)</p> <p><u>(外国為替証拠金取引における為替リスク管理態勢の整備)</u></p> <p>第25条の4の2 会員は、外国為替証拠金取引を行う場合、自己における為替変動による損失発生リスクを適正に管理するために必要な基準を定めるものとする。</p> <p><u>2 会員は、店頭外国為替証拠金取引を行う場合、前項の基準には、カバー取引(金商業府令第94条第1項第1号に規定するカバー取引をいう。以下同じ。)を行う場合におけるその発注方法及び執行基準その他のカバー取引の実施に係る事項を含めるものとする。</u></p> <p><u>3 会員は、外国為替証拠金取引を行う場合、第1項の基準の遵守状況を定期的に確認するものとする。</u></p> <p><u>4 会員は、前項の確認を行った場合、その記録等を作成し、その作成の日から3年間保存するものとする。</u></p> <p>(店頭外国為替証拠金取引における為替リスク管理に係る顧客への事前説明)</p> <p>第25条の4の3 会員は、店頭外国為替証拠</p> | <p>ける顧客の有利不利の状況</p> <p>(外国為替証拠金取引におけるロスカット取引及びその管理)</p> <p>第25条の3 会員は、外国為替証拠金取引を行う場合、当該取引に係る<u>金商業府令第123条第1項第21号の2に規定する</u>ロスカット取引及びその管理について、本協会が別に定める本条に関する細則に従って行うものとする。</p> <p>(店頭外国為替証拠金取引に係るデータ保存等)</p> <p>第25条の4 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> |
|--|--|

| | |
|---|---|
| <p><u>金取引を行う場合、前条第1項の基準（取引条件に該当するもの、その他の顧客の判断に影響を及ぼすおそれがあるものに限る。）に係る事項（次項において「記載事項」という。）について取引説明書等に記載し、又は次項に定めるところにより顧客に提供するものとする。</u></p> <p><u>2 会員は、前項の規定により記載事項を顧客に提供する場合は、第25条の2の3第2項の規定を準用する。この場合においては、同項各号列記以外の部分中「前項の規定により」とあるのは「第25条の4の3第1項の規定により」と、「記載事項」とあるのは「同項に規定する記載事項（この条において「記載事項」という。）」と読み替えるものとする。</u></p> <p>（バイナリーオプション取引業務の取扱） 第25条の5（以下略）</p> <p>附則 この改正は、平成29年4月3日から施行する。</p> | <p>（新設）</p> <p>（バイナリーオプション取引業務の取扱） 第25条の5（以下略）</p> |
|---|---|

金融先物取引業務取扱規則の一部改正について
(外国為替証拠金取引における為替リスク管理態勢の整備等)

平成 28 年 10 月 7 日
一般社団法人金融先物取引業協会

1. 規則等制定の目的等

昨今の外国為替証拠金取引を取り巻く環境として、平成 27 年 1 月のスイスフラン・ショックでは、顧客が預け入れた証拠金を大きく上回る損失が発生するケースがみられ、また、業者の中には破たんに至るものもありました。その後、他の通貨においても顧客が預け入れた証拠金以上の損失を被るような大きな相場変動が起こっています。

そのような中、本協会としては、昨年 7 月に公表された金融モニタリングレポートの内容も踏まえ、会員における為替変動リスクに対する管理態勢の整備や、顧客への説明の強化による投資者信頼の向上等を目的とし、自主規制規則を整備することとします。

2. 方法等

金融先物取引業務取扱規則に、次の各号に掲げるとおり改正を行ものとしてします。

- ① 店頭外国為替証拠金取引における価格の配信及び停止に関する基準の整備
第 25 条の 2 を改正
- ② 店頭外国為替証拠金取引における価格の配信及び停止に関する顧客への事前説明
第 25 条の 2 の 3 を改正
- ③ 外国為替証拠金取引における為替リスク管理態勢の整備
第 25 条の 4 の 2 を新設
- ④ 店頭外国為替証拠金取引における為替リスク管理に係る顧客への事前説明
第 25 条の 4 の 3 を新設
- ⑤ その他、今回の改正に伴う技術的な改正
第 25 条の 2 の 2 第 4 項、第 25 条の 3

3. 規則案の説明

(1) 規則案

別紙 1 をご参照ください。

(2) 説明

第 25 条の 2 (店頭外国為替証拠金取引における価格の配信及び停止に関する基準の整備)

第 2 項 第 1 項において定めることになっている価格配信の基準に、価格の配信の停止及び再開の判断に係る基準を含めることを新たに規定します。

第 25 条の 2 の 2 (店頭外国為替証拠金取引における注文執行態勢の整備)

第 4 項 現行、本項において、第 25 条の 2 第 2 項から第 5 項を注文執行に対して準用していますが、今回、同条に第 2 項を新たに追加するにあたり、項番号のずれが生じることから、それに伴う変更を行います。

第 25 条の 2 の 3 (店頭外国為替証拠金取引における価格の配信及び停止に関する顧客への事前説明)

第 1 項 第 25 条の 2 第 2 項に基づいて定めた価格の配信の停止及び再開の判断に係る基準の概要を契約締結前交付書面（取引説明書等）に記載するか、又は取引画面に表示するなどの電磁的な方法等により、顧客に提供することを求めています。

第 2 項 取引画面に表示するなどの電磁的方法を採る場合には、取引説明書等を電磁的に交付する場合と同様に、第 23 条各号に掲げる方法（受信者がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるものに限る。）による必要があります。

また、当該顧客の知識、経験、財産の状況及び取引の目的に照らして、当該顧客に理解されるために必要な方法及び程度による説明を求めています。例えば、顧客画面上に表示される説明事項を読み、その内容を理解した上で画面上のボタンをクリックする等の方法で、顧客が理解した旨を確認するなどが考えられます。（別紙 4 「金融先物取引業務取扱規則第 7 条、第 25 条の 2 の 2 その他の規定に関する留意点等について」（以下「留意点等」といいます。） 5. を参照）

第 25 条の 3 (外国為替証拠金取引におけるロスカット取引及びその管理)

ロスカット取引の定義を第 25 条の 2 の 3 第 1 項第 2 号へ移動します。

第 25 条の 4 の 2（外国為替証拠金取引における為替リスク管理態勢の整備）

第 1 項 会員に対し、外国為替証拠金取引を行う場合、為替の変動により、自社において未カバーポジションに係る損失や顧客からの未収金等が発生するリスクについて、適切に管理するための基準を社内規程として定めることを求めています。

第 2 項 店頭外国為替証拠金取引の場合、第 1 項の基準は、カバー取引を行う場合における、その発注方法や執行基準などのカバー取引の実施に係る事項を含めて定める必要があります。

カバー取引には、顧客取引ごとに個別にカバー先に発注するもの以外に、例えば、顧客間の対当する取引を以ってリスクを相殺するマリー取引を行う場合において、マリー取引できなかった部分についてカバーする取引なども含みます。

カバー取引の基準については、会員における未カバーポジションの保有の限度額に係る事項その他の会員が自己の為替リスクを適正に管理するうえで必要と認める事項を含めて定める必要があります。（留意点等 6. を参照）

なお、FX取引単独でカバー取引を行うのではなく、自社の他の商品のリスクと併せて、総合的に為替リスクの管理を行う場合には、第 1 項に基づいて当該総合的な為替リスク管理の方法や執行基準等を定める必要があります。

第 3 項及び第 4 項 会員に対し、第 1 項で定める為替リスク管理に係る基準の遵守状況について定期的に確認し、その記録を作成し、3 年間保存することを求めています。

第 25 条の 4 の 3（店頭外国為替証拠金取引における為替リスク管理に係る顧客への事前説明）

第 1 項及び第 2 項 会員が店頭外国為替証拠金取引を行う場合に第 25 条の 4 の 2 第 1 項により定める基準のうち、同条第 2 項により同基準に定めることとされているカバー取引の実施に係る事項であって取引条件に該当するものなどの顧客の判断に影響を及ぼすおそれがあるもの（留意点等 7. を参照）について、第 25 条の 2 の 3 第 1 項と同様に、取引説明書等に記載するか、又は取引画面に表示するなどの電磁的な方法等により、顧客に提供することを求めています。

4. 審議等の過程、今後の日程感等

| 年月日 | 内容 | 備考 |
|---------------|--|--------|
| 2015年8月24日 | 外国為替証拠金取引取扱業者全体会合 証券課による金融モニタリングレポートについての説明 | |
| 10月1日 | 第8回F X幹事会 金融モニタリングレポートに関する審議の進め方等 | |
| 11月11日 | 第9回F X幹事会 金融モニタリングレポートに関する調査結果まとめ等 | |
| 11月20日 | 第10回F X幹事会 金融モニタリングレポートにおける各論点に係る実務上の対応の整理等 | |
| 2016年1月27日 | 第12回F X幹事会 各論点への対応（案）の検討 | |
| 2月29日 | 第13回F X幹事会 各論点への対応（案）の検討 | |
| 3月30日 | 第14回F X幹事会 規則（案）の検討 | |
| 4月27日 | 第15回F X幹事会 規則（案）の検討 | |
| 5月31日 | 第16回F X幹事会 規則（案）の幹事会での取りまとめ | |
| 8月4日 | 自主規制部会 自主規制委員会付議案件の審議、パブリックコメントの募集の決定 | |
| 8月5日 ～9月5日 | パブリックコメントの募集 | 5. を参照 |
| 9月23日 | 自主規制委員会 理事会付議案件の審議 | |
| 10月7日 | 理事会 | |
| 2017年4月3日 | 施行 | |

5. 意見等の募集について

本規則案については、顧客保護に係る事案であることから、パブリックコメント手続きを次のとおり実施しました。

(1) 公表資料及び公表方法

規則案及び参考資料を一般ホームページに掲載する方法

(2) 意見等の募集期間

平成 28 年 8 月 5 日から平成 28 年 9 月 5 日

(3) 意見等の提出

郵送又は電子メール

(4) 意見等募集の結果

参考資料に対する意見等が 2 件ありましたが、規則案の変更が必要となる意見等はありませんでした。

(5) 結果の公表

別紙 3 を参照ください。

6. 規則施行後の取組状況の確認等

規則施行後の会員における取組み状況については、協会実地監査等で確認するものとします。

7. その他

(1) 改正された規則の施行日は、社内規程の整備、顧客説明の追加、場合によってはシステム対応等が必要になる可能性があることを考慮し、理事会決定からおおよそ 6 か月後の平成 29 年 4 月 3 日とします。

(2) 留意点等についても (1) と同日に施行することとします。

(3) パブコメ開始時資料【参考 2】のマニュアル記載事項については、最終的に「金融先物取引業務マニュアル」に掲載する予定です。

以 上

「金融先物取引業務取扱規則の一部改正について(外国為替証拠金取引における為替リスク管理態勢の整備等)」に関するパブリックコメントの結果について

| No. | ご意見等 | 協会の考え方 |
|---|---|---------------|
| 【参考1】金融先物取引業務取扱規則第7条、第25条の2の2その他の規定に関する留意点等について | | |
| 3. 約定訂正に係る基準 | | |
| 1 | (1)の「規則第25条の2の2第2項」は「規則第25条の2の2の第2項第3号」とするほうがより適当ではないか。 | ご意見のとおり修正します。 |
| 4. 約定訂正に係る説明 | | |
| 2 | 「(1)会員は、顧客の注文を約定させた後、～」 「(2)会員は、顧客の注文を約定した後、～」 とあるが、「約定させた後」に統一するほうがよい。 | ご意見のとおり修正します。 |

金先協平○第○号E
平成○年○月○日

会 員 各 位

(外国為替証拠金取引取引取会員に限る)

一般社団法人 金融先物取引業協会

金融先物取引業務取扱規則第7条、第25条の2の2その他の規定に関する
留意点等について

標題について、会員が外国為替証拠金取引を取り扱う場合における金融先物取引業務取扱規則(以下「規則」といいます。)第7条、第25条の2の2その他の規定に関する解釈及び運用上の留意点を下記のとおりとりまとめましたので、これによりお取扱いただきますようご連絡申し上げます。

なお、本通知の適用は、平成○年○月○日からといたします。

記

【第7条(取引開始基準)関係】

1. 法人顧客についての取引開始基準

(1) 法人顧客の取引経験に関する基準には、提供する取引におけるリスク等を考慮し、必要に応じて、例えば次に掲げる事項等を含めることが望ましい。

- ① 取引担当者の経験
- ② 法人としての取引管理態勢の整備状況

(2) 法人顧客の資力に関する基準には、当該顧客が実際に取引に使用することができる資金の額を含めることが望ましい。

2. 法人顧客についての取引開始後の確認

(1) 会員は、法人顧客について、申告されている顧客情報の変更の有無を定期的に確認するものとする。

(2) 会員は、(1)で変更のあった法人顧客について、当該変更後の顧客情報を基に、取引開始基準を満たしているかを確認するものとする。

(3) 会員は、法人顧客に対して、申告している顧客情報に変更があった場合には速やかに変更を届け出るよう定期的に促すものとする。

【第 25 条の 2 の 2、第 25 条の 2 の 3 関係（店頭外国為替証拠金取引における注文執行態勢の整備、価格配信・注文執行に係る顧客への事前説明）】

3. 約定訂正に係る基準

- (1) 規則第 25 条の 2 の 2 第 2 項第 3 号「顧客の注文の約定に用いる価格に係る事項」には、実際に約定に用いた価格が、自己の基準に照らし、本来約定すべき価格ではない場合における当該約定の訂正又は取消しに係る事項を含むものとする。
- (2) 「訂正」には、成立した取引の約定価格を変更することなく、本来あるべき約定価格との差額を調整することを含むものとする。
- (3) 「取消し」には、成立した取引を反対売買し、それにより発生する損益額に該当する額を調整することを含むものとする。

4. 約定訂正に係る説明

- (1) 会員は、顧客の注文を約定させた後、当該約定を訂正し、又は取り消すことがある場合には、その旨及びその理由についての説明を、規則第 25 条の 2 の 3 第 3 項第 1 号「顧客の判断に影響を及ぼすおそれがあるもの」として、規則第 8 条第 1 項に規定する取引説明書又は同条第 2 項に規定する書類（以下「取引説明書等」という。）に記載するものとする。
- (2) 会員は、顧客の注文を約定させた後、実際に当該約定を訂正し、又は取り消す場合には、その旨、約定の訂正又は取消しを行うこととなった経緯及びその理由並びに約定の訂正又は取消しの内容その他会員が必要と認める事項について顧客に説明を行うものとする。

5. インターネットを通じた説明の方法

規則第 25 条の 2 の 3 第 2 項第 2 号（規則第 25 条の 4 の 3 第 2 項において準用する場合を含む。）に規定する「当該顧客に理解されるために必要な方法及び程度による説明」について、店頭外国為替証拠金取引をインターネットを通じて行う場合においては、顧客がその操作する電子計算機の画面上に表示される説明事項を読み、その内容を理解した上で画面上のボタンをクリックする等の方法で、顧客が理解した旨を確認することにより、当該説明を行ったものと考えられる。

【第 25 条の 4 の 2、第 25 条の 4 の 3（外国為替証拠金取引における為替リスク管理態勢の整備、為替リスク管理に係る顧客への事前説明）関係】

6. 為替リスク管理のために定めるべき基準

- (1) 規則第 25 条の 4 の 2 第 2 項のカバー取引（金商業府令第 94 条第 1 項第 1 号に規定するカバー取引をいう。以下同じ。）の発注方法及び執行基準その他の実施に係る事項には、会員における未カバーポジションの保有の限度額に係る事項その他の会員が自己の為替変動リスクを適正に管理するうえで必要と認める事項を含むものとする。
- (2) (1) で定めた未カバーポジションの保有の限度額等の基準について、実際に運用する中で、当該基準が適正であるか等について定期的に確認するものとし、必要に応じて見直しを行うものとする。
- (3) 会員は、顧客を相手方として行う店頭外国為替証拠金取引により生じ得る損失の減少を目的として、カバー取引と同等の効果を生じるスポット取引等を行う場合には、規則及び本通知において、当該スポット取引等をカバー取引と同様に扱うものとする。

7. カバー取引に係る顧客説明

- (1) 規則第 25 条の 4 の 3 第 1 項の記載事項のうち、規則第 25 条の 4 の 2 第 2 項に規定するカバー取引の発注方法及び執行基準その他の実施に係る事項については、次の①から④を含むものとする。
 - ① システムによる自動発注か、ディーラーによる発注かに関する事項の概要
 - ② カバー取引先として契約する者が複数ある場合における発注先の決定方法の概要
 - ③ 顧客の注文を受け付けたときに当該注文の約定後にカバー取引を行う場合には、その旨、マリー取引の有無及びカバー取引のタイミングの概要
 - ④ 顧客の注文を受け付けたときに当該注文に基づいたカバー取引を行い、その後当該注文の約定させる場合には、その旨
- (2) 会員は、店頭外国為替証拠金取引を行う場合、特定の一社（プライムブローカーが特定の一社のみである場合、当該プライムブローカーを含む。）のみをカバー取引相手方としているときには、その旨並びに次の①及び②について、取引説明書等に記載し、又は規則第 25 条の 2 の 3 第 2 項に準じて顧客に提供することが望ましい。
 - ① 当該特定の一社とカバー取引が行うことができないことにより顧客との取引を行うことができないことがある場合には、その旨及びその理由並びにその間の相場変動によって顧客が預けた証拠金以上の損失を被るおそれがある場合はその旨
 - ② 当該特定の一社とカバー取引が行えないことにより顧客との取引により生じる自己の損失をカバー取引と相殺できないことがある場合には、その旨及びその理由並びに

その間の相場変動によって自己の損失が拡大することにより財務状況が悪化して顧客との取引を継続できなくなるおそれがある場合はその旨

以 上